



令和元年台風第19号で被災された方々の県営水道の開栓及び料金の減免申請のため、臨時の休日受付窓口を開設します

令和元年台風第19号災害により、県営水道給水区域(長野市・千曲市・上田市の一部、坂城町)の県営住宅等に避難される被災された方及び県営水道給水区域において住家が浸水等により被害を受けた方の、県営水道の開栓手続き及び水道料金の減免申請手続きのため、臨時の休日受付窓口を開設します。

1 受付日時

令和元年11月9日(土)及び11月10日(日) 午前8時30分から午後5時15分まで

2 受付窓口

川中島水道管理事務所 入口カウンター
〒381-2231 長野市川中島町四ツ屋 100

(開栓に関すること)

ヴェオリア・ジェネッツ川中島事務所 0120-971-105(フリーダイヤル) 又は 026-286-1815

(減免申請に関すること)

川中島水道管理事務所 026-284-1700

3 受付内容

(避難先住宅に係る開栓手続き及び減免申請手続き)

(1)対象者

県営水道給水区域(長野市・千曲市・上田市の一部、坂城町)の県営住宅等に避難される被災された方

(2)開栓の申し込みについて

開栓を希望する日の前日までに、電話又はFAXにてご連絡をお願いします。

(3)減免額及び期間

全額免除 県営住宅等に入居している期間(最大1年間)

* 県営住宅等…県営住宅、市営住宅、県職員宿舎、県教職員住宅、賃貸アパート等の借上型応急仮設住宅
(被災住宅に係る減免申請手続き)

(1)対象者

住家が浸水等により被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方

(2)減免額及び期間

①全壊、大規模半壊、半壊(床上浸水以上)の場合

令和元年10月及び11月分の水道料金を全額免除

②一部損壊(床下浸水)の場合

令和元年10月分使用水量から8m³を減量し、一部免除

4 申請に必要な書類等

減免申請書 り災証明書(写し可) 印鑑

* 減免申請書は、受付窓口にあります。また、企業局ホームページでも掲載しています。

企業局ホームページアドレス

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kigyo/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kigyokyoku/index.html>

5 その他

水道料金のお支払いは、対応しておりません(コンビニエンスストアでは土日休日でも可能です)。

確かな暮らしが営まれる美しい信州

～学びと自治の力で拓く新時代～

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中



水の恵みを未来へつなぐ

長野県企業局



企業局 水道事業課

(課長) 竹花 顕宏

(担当) 寺島 裕之 高橋 朋克

電話 026-235-7381 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 3937

F A X 026-235-7388

E-mail kigyo@pref.nagano.lg.jp